



University of  
Nottingham  
UK | CHINA | MALAYSIA



# 終身刑：政策提言

## はじめに

終身刑は世界各地で実施されている厳格な刑罰のひとつである。何十万という人々が終身刑に服しているが、世界規模で調査されたことはこれまでにほとんどなかった。20年以上前に国際連合（以下、「国連」という）は終身刑に関する報告書を公表し、国際的なレベルではじめて、終身刑や長期自由刑特有の課題や問題に焦点を当てた。<sup>1</sup> しかしながら、ここ数十年の間に刑罰制度や実務は大きく変化した。

死刑の廃止・規制に向けた国際的な傾向が深まるに従い、多くの国において終身刑が最高刑として採用されるに至った。同時に、刑事拘禁に関する国際人権基準が飛躍的に発展したが、これらの多くは終身刑に特化したものというより、刑務所実務全般に関する基準であった。

この政策提言は世界各国の終身刑について検討を加えるものである。提言は国際的調査により得られた主要な結果に基づいており、平和で包摂的な社会を推進しすべての人に司法へのアクセスを提供することを求める、国連持続可能な開発目標の目標 16 や国連被拘禁者最低基準規則（ネルソン・マンデラ・ルールズ）などの関連する基準からこれらの結果を評価する。政策提言は各国で実施されているさまざまな種類、期間、運用の終身刑を概説する。

2014 年現在、世界にはおおよそ 479,000 人の受刑者が終身刑に服役している。2000 年の時点では 261,000 人であったことからすると、14 年の間に 84% 近く増加していたことが分かる。この傾向は刑事政策や運用が終身刑を制限する方向に変わらない限り続くものと考えられる。

終身刑には、人権と刑事施設の管理というどちらの視点からも、重大な懸念が認められる。多くの場合、特に非暴力的な犯罪について終身刑は不必要に応報的であり比例原則を充足していない。特に、仮釈放のない終身刑は残虐で非人道的・屈辱的な刑罰に該当する可能性があり、更生の機会を奪うことで個人の尊厳を害している。

この提言は国連や加盟国に対し、終身刑のガイドラインについて再考、改訂・更新することを求める。そして、政策立案者や終身刑の制度を実施する実務家に対して勧告するものである。

“〔刑務所における生活は〕ゆっくりと進む拷問のような死を意味する。おそらく、終身刑を受けて刑務所の中で腐り果てる代わりに、電気椅子を与えられて死んでしまった方がましだろう。それはなんの目的ももたらさない。終身刑は全ての者に重くのしかかる。”<sup>2</sup>

## 終身刑の種類

“終身刑”という言葉は、さまざまな法域で異なる意味で用いられている。ある国では終身刑を宣告された受刑者に釈放が検討される権利は与えられず、ある国では一定の期間を経過すれば規定どおりに釈放が検討される。正式には終身刑と定義されていない刑罰であっても、受刑者が獄死するまで収容し続ける効果を持つ刑罰も存在する。

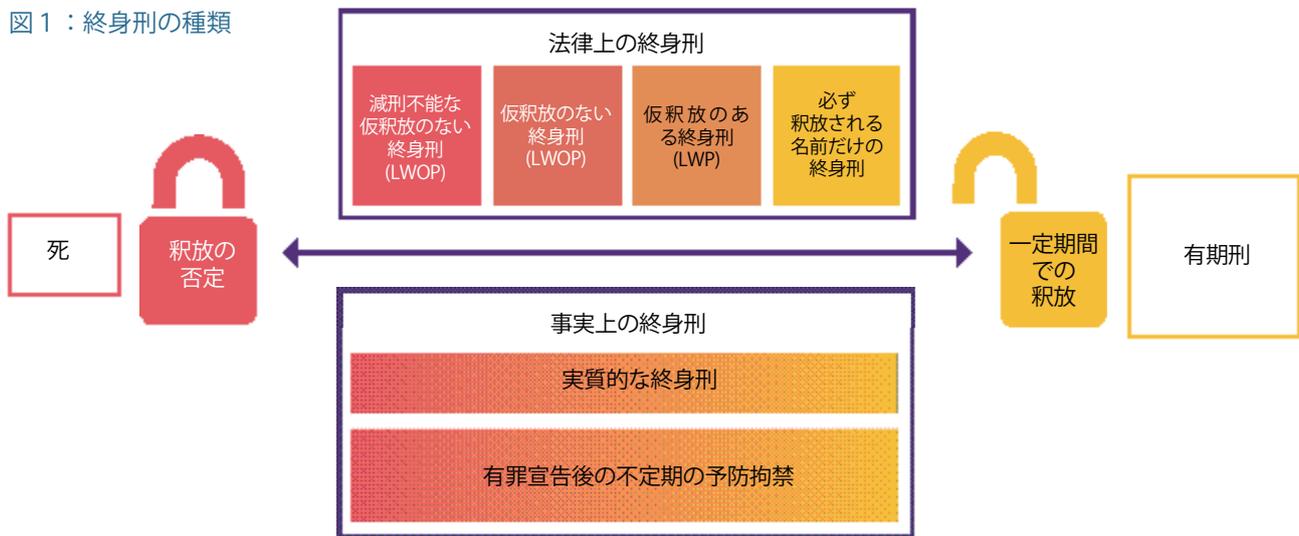
次のように定義することで、あらゆる種類の終身刑を包含することができる。終身刑とは、刑事上の有罪判決に基づく処罰であり、国家に対し人を生涯、つまり死ぬまで刑務所に収容する権限を与える刑罰を意味する。

この定義からすると、終身刑は基本的に次のふたつに分類することができる。

- (1) 法律上の終身刑：裁判所が受刑者を生涯にわたり収容する刑罰を明示的に科す場合
  - (2) 事実上の終身刑：終身刑と呼ばれる刑罰ではないが、生涯にわたり刑務所に収容する効果をもたらす場合
- 法律上の終身刑も事実上の終身刑も、さらに分類することができる。

終身刑を定義することは容易ではないが、終身刑の種類は図 1 のようにまとめることができる。

図1：終身刑の種類



### 法律上の終身刑には以下の刑罰が含まれる：

- 減刑不能な仮釈放のない終身刑 (Irreducible life without parole, “LWOP”) 釈放の余地がない場合
- 仮釈放のない終身刑 (Life without parole, “LWOP”) 釈放が定期的に検討されることはないが、行政や国家元首の判断で釈放される余地がある場合
- 仮釈放のある終身刑 (Life with parole, “LWP”) 裁判所や仮釈放委員会などにより釈放が規定どおりに検討される場合
- 名前だけのLWP 一定期間受刑すると自動的に釈放される場合

### 事実上の終身刑には以下の刑罰が含まれる：

- 実質的な終身刑 懲役99年のように、定まった期間があるものの刑期が長い場合
- 有罪宣告後の不定期の予防拘禁 有罪宣告後も個人を不定期に拘禁する結果を生じるさまざまな介入

## 終身刑はどれほど実施されているのか

終身刑の使用は国により大きく異なっている。

- 法律上の終身刑は216のうち183の国や地域で使用されており、このうち149では終身刑が利用できる刑罰の中でもっとも厳格な刑罰とされている。終身刑は現在の国際刑事裁判所・法廷においてももっとも重い刑罰とされている。
- 33の国では最高刑として終身刑や死刑を科していない。
- 仮釈放のある終身刑がもっとも世界で使用されている終身刑である。法律上の終身刑を採用する183国々のうち144の国で、釈放に関するいくつかの規定が設けられている。
- 65の国々では仮釈放のない終身刑が採用されている。

国際的には終身刑で受刑中の者の人数に劇的な変化が認められる。表1は2014年に選択された国々において、法律上の終身刑に服する者の人口と全受刑者との比率及びその国の人口との比率を示したものである。

2000年以来、全世界の終身刑を宣告された受刑者の数はほぼ2倍に増加している。現在、おおよそ479,000人が法律上の終身刑に従事している(表2参照)。

一部の国ではこの傾向はより顕著に認められる。たとえば、全世界の法律上の終身刑に従事する受刑者のうち162,000人近くがアメリカ合衆国により占められている。合衆国における人口10万人に対し、50名が法律上の終身刑に服していることとなる。急速に終身刑への依存が進んでいるという意味では、南アフリカが突出している。2000年から南アフリカにおける終身刑の受刑者は818パーセント増加している(4頁の表3参照)。

もうひとつ注視すべき傾向としては、アメリカ合衆国において仮釈放のない終身刑の使用が増加していることである。2017年にセンテンスィング・プロジェクトは、1992年から2016年までの間に仮釈放のない終身刑に服する受刑者数が12,453人から53,290人にまで、328パーセント増加したことを明らかにした。<sup>3</sup>

仮釈放のない終身刑のように特に厳格な形態の終身刑は、ほとんどのヨーロッパ諸国で廃止されているが、インドや中国などの国々では近年、正式な刑罰として採用されるに至っている。このことにより生涯にわたり受刑者を収容する刑の数が世界中で顕著に増加している。

事実上の終身刑の広がり増加を計測することは一層困難である。少なくとも64の国において実質的な終身刑が定められており、そのうち15カ国では法律上の終身刑に関する規定がまったく存在しない。少なくとも50の国々において有罪宣告後の不定期の予防拘禁が定められているが、より多くの国々で類似の規定が存在することは、ほぼ確実である。

表1：2014年に終身刑に服役している受刑者の人数と比率

国	終身刑受刑者	受刑者全体における比率	国民10万人あたりの比率
フランス	466	0.8	0.7
ドイツ	1,953	3.6	2.4
インド	71,632	53.7	5.5
ケニア	3,676	11.4	8.2
ロシア	1,766	0.4	1.2
南アフリカ	13,190	10.5	22.7
イギリス	8,661	11.0	13.4
アメリカ合衆国	161,957	9.5	50.3

## なぜ終身刑が増加しているのか

### 死刑の減少

終身刑に依存する傾向が深まっている理由のひとつは、世界的な死刑の減少により説明できる。<sup>4</sup> 死刑廃止に向かう国際的傾向は終身刑の増加の裏返しなのである。<sup>5</sup> 多くの刑罰規範において、終身刑は死刑の代替としてその国の最高刑に位置づけられている。それに加えて、多くの死刑囚は終身刑に減刑されている。<sup>6</sup>

表2：2000年から2014年までの世界における終身刑受刑者の人数

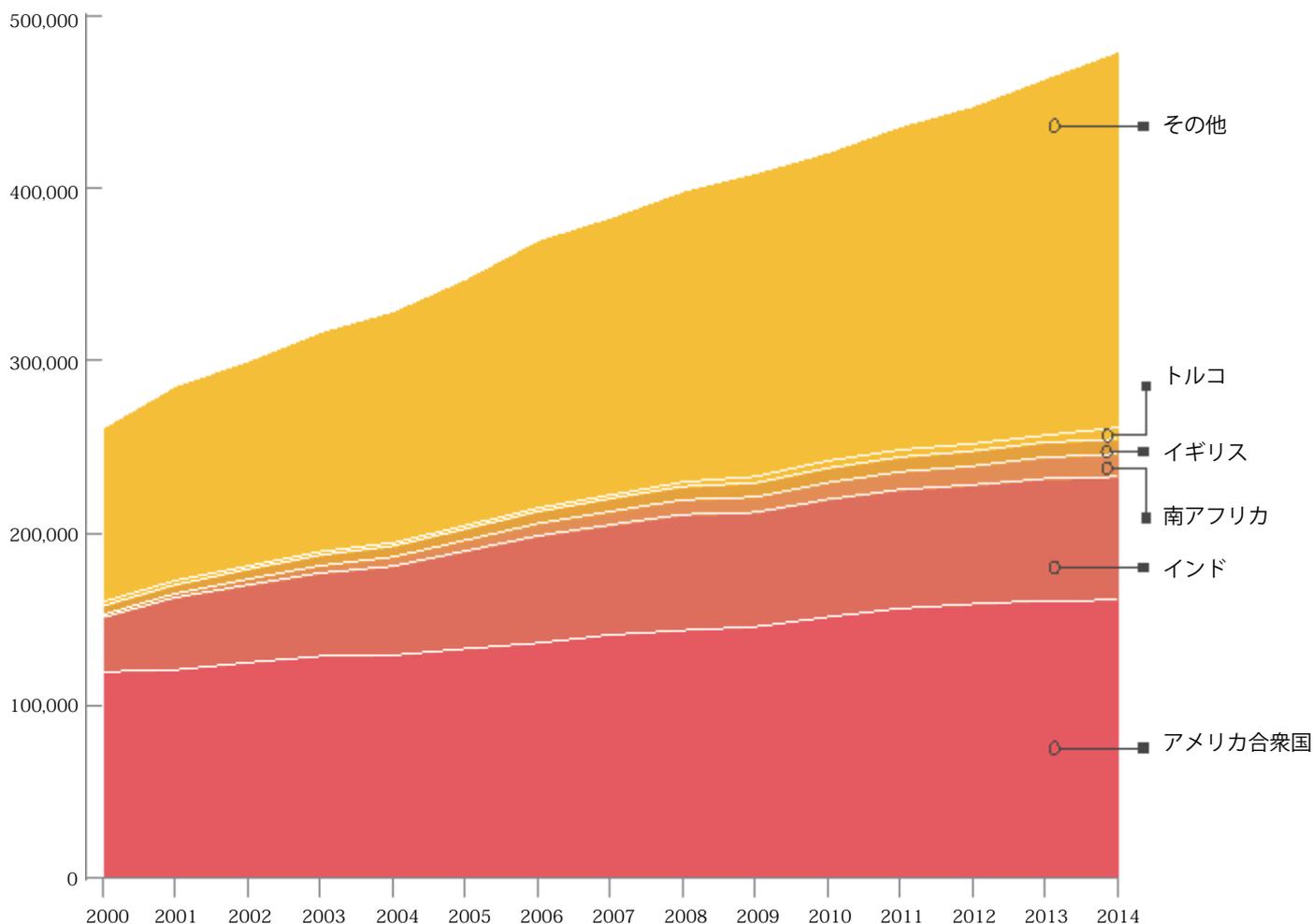
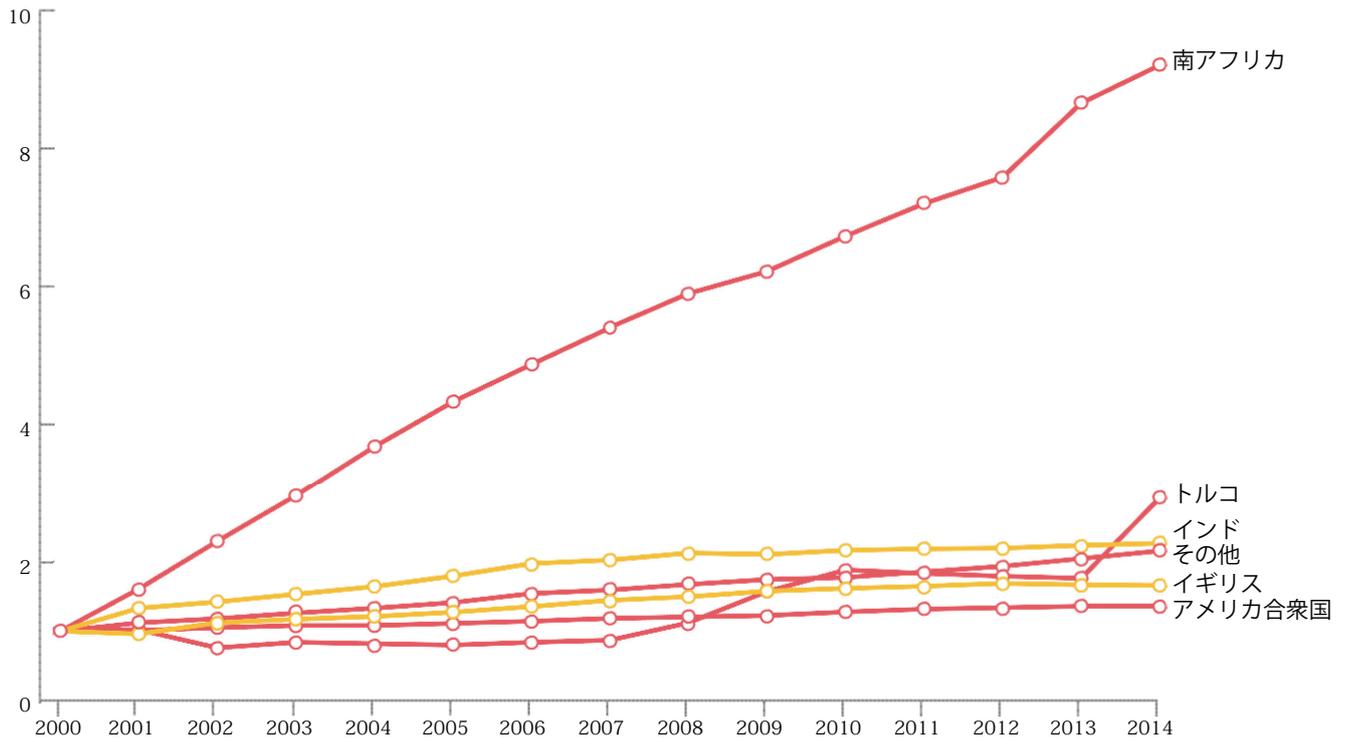


表3：2000年の各国における終身刑受刑者数を1としたときの、2000年から2014年までの世界における終身刑受刑者数の増加比率



## 犯罪行為に対する厳罰化傾向

死刑廃止に向かう世界的な傾向だけでは終身刑の増加を完全に説明することはできない。厳罰化政策、とりわけ薬物犯罪に対する厳罰化政策もまた終身刑の増加の一因である。世界では少なくとも4,820の犯罪が法律上の終身刑の対象とされている。これら全ての犯罪が、死刑が科されるような「もっとも深刻な犯罪」に該当するわけではない。

死刑の廃止はしばしばネット・ワイドニング（訳者注：統制の網の目の拡大=非行とされる行為の拡大）をもたらし、それまで死刑が科されていた犯罪よりも軽微な犯罪にも終身刑が科されるようになってきている。<sup>7</sup> たとえば、アメリカ合衆国やウガンダは殺人以外の犯罪であっても広い範囲で仮釈放のない終身刑（LWOP）を科している。アメリカ合衆国では仮釈放のない終身刑（LWOP）に服役する受刑者のうち24パーセントが非暴力的な犯罪を理由に服役している。

少なくとも41の国において、累犯者を対象とした法律上の終身刑が存在する。もっとも有名な例としては、アメリカ合衆国で実施されている“スリー・ストライクス・ルール（三振ルール）”である。ニュージーランドのような他の国でも同様の制度がさまざまな形態で存在している。<sup>8</sup> そのような制度は直近の犯罪の深刻さに焦点を当ててではなく、犯罪者の犯罪歴に焦点を当てている。

## スリー・ストライクス・ルール

“スリー・ストライクス”制度とは、3度罪を犯したときに終身刑が科されるという制度を言う。

ある法域では過去に2回の有罪判決を受けていて1回粗暴犯で前科がある場合、この制度が適用されている。また別の法域では、さほど暴力的な犯罪ではない場合であってもこの制度が適用されている。このような制度は比例原則に反する刑罰の原因となっている。

## 刑期の長期化

終身刑で服役する受刑者の刑期が長期化していることは、いくつかの証拠により示されている。釈放までの期間が徐々に長くなっていることで、終身刑に服役する受刑者の数も増加をしている。たとえば、イングランド・ウェールズでは終身刑に服役する受刑者の平均服役期間は1979年以降2倍以上になっている。服役期間は1979年の平均108か月から2013年には221か月に増加しており、当局が仮釈放をより厳格に審査していることが分かる。

## 終身刑と特定の集団

### 女性

女性は終身刑で服役する受刑者の3パーセント以下であり、世界の受刑者全体に占める女性受刑者の割合（6パーセント）よりも遙かに低い。8か国（アルバニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、モルドバ、ロシア、ウズベキスタン）では女性に対する終身刑が禁止されている。さらに、アルメニア、ブルガリア、タジキスタン、ウクライナでは犯行時または刑罰宣告時に妊娠をしている女性に対して終身刑を科すことが禁止されている。

### 子ども

国連子どもの権利条約37条に定められているとおり、仮釈放のない終身刑（LWOP）を子どもに科すことは国際的に明確に禁止されている。アメリカ合衆国を除いて、すべての国連加盟国は子どもの権利条約に批准している。アメリカ合衆国の一部の州では、最高裁判所が子どもに対する終身刑の適用を制限しようとしているにもかかわらず、殺人を犯した子どもに仮釈放のない終身刑（LWOP）を宣告し続けている。合衆国では2015年、12の州だけで8,300の受刑者が18歳未満で犯した犯罪を理由に終身刑または40年以上の懲役刑に服役している。<sup>9</sup>

さらに73の国では子どもに対してある種の法律上の終身刑を定めている。国連の拷問に関する特別報告者は子どもの権利条約をさらに進めて、終身刑は残虐で非人道的・屈辱的刑罰に相当する肉体的精神的苦痛をもたらすため、いかなる形態の終身刑であっても子どもの権利保障と合致しないと述べた。<sup>10</sup> さらに国連総会は、18歳未満の者による犯罪に対してあらゆる種類の終身刑を科すことを禁止するよう加盟国に促した。<sup>11</sup>

### 高齢者

釈放までの最短の刑期が検討され得る場合であっても、それが高齢の受刑者の自然な寿命を超えていることはしばしば起こる。そのような場合、彼らに科される終身刑は仮釈放のない終身刑（LWOP）となる。ロシアやウクライナ、ルーマニアなどのいくつかの国では一定の年齢以上の者に対して終身刑を科すことを禁止している。フランスやスペインなどの別の国では、彼らが一定の年齢に達したときに仮釈放の資格を与えることで、終身刑に服役する高齢の受刑者にも釈放の機会を保障しようとしている。

## 終身刑に対する制限

### 比例原則

いかなる個人に対する自由の制限も、比例原則に従わなければならない。判決が公正であるためには、刑期や刑罰の種類が犯罪や犯罪者の置かれた状況と合致している必要がある。このことは第一に、ある法域において終身刑が定められている場合は、終身刑は“もっとも深刻な犯罪”に対してのみ留保されるべきことを意味する。そのため、終身刑の適用が不均衡と思われる場合、裁判官に終身刑を適用しない選択を認めるため、法は十分に柔軟でなければならない。

比例原則は、終身刑の適用が真に裁量的であり、かつ終身刑が科されるべきとの初期推定が存在しない場合にもっとも良く保障される。

### マラウィにおける司法裁量

マラウィでは裁判所に制限のない裁量を与えられている。マラウィ刑法27条2項は、“終身刑またはその他の有期刑の刑責を負う者は、より短期の刑期を宣告されうる。”と定めている。終身刑がスターティング・ポイントであるとの推定は存在せず、裁判官には幅広い選択が与えられ、そのひとつが終身刑であるに過ぎない。

## 終身刑の中での均衡を保障する

刑の均衡は、当該刑罰自体でも保障されなければならない。このことは釈放が検討されるまでに服役しなければならない最短刑期を検討することで実現しうる。このことは明らかに、仮釈放のない終身刑（LWOP）では実現不可能である。しかし、終身刑が仮釈放の可能性を認めている場合、仮釈放制度は比例原則に沿って形作られるべきである。最短の刑期を設定するうえでより広い裁量が認められることで、釈放が個別の事案に即した均衡のとれたものとなる。

最短刑期の設定に関して言うと、裁判官にはさまざまな程度の裁量を与えられる。時には、法が一切の裁量を認めない場合もあり、その場合、一定の最低刑期が法律により定められている。しかしながら、その他のケースでは、裁判所は個別の最短刑期がどのくらいの長さであるべきかについて、裁判官に一定の裁量を与えられている。たとえばフランスでは、終身刑については18年から22年、一定の形態の暴力的な殺人については30年以上の刑期を最短と定めることができる。



## 貧弱な体制

終身刑を宣告された受刑者は、劣悪な生活状況や制限された外部交通、有意義な活動や更生プログラムへのアクセスが否定もしくはほとんど認められないなど、しばしば他の受刑者と比較して貧弱な体制に置かれる。

終身刑受刑者の外部交通は彼らの更生を促進し精神福祉を保護する上で重要であるにもかかわらず、しばしば規制される。<sup>20</sup> 2015年のKhoroshenko v. Russia事件においてヨーロッパ人権裁判所は、終身刑受刑者が刑期の最初の10年間、厳格な体制を強いられていたことを明らかにした。彼らには1年で2回のみ4時間以内の短時間の面会を受ける権利が与えられ、面会には立会人が同席するものとされていた。<sup>21</sup> 同様にアルメニアでは、終身刑受刑者は1年の間に3回の短時間の面会と1回の長時間の面会のみ認められており、少なくとも1か月に1回の短時間の面会と2か月に1回の長時間の面会が認められている他の受刑者と比較して面会の回数は制限されている。

多くの終身刑受刑者はまた、更生の機会からも排除されている。アメリカ合衆国では、子どもの終身刑受刑者を含む、多くの仮釈放のない終身刑受刑者が改善の余地が認められないという前提のもと、他の受刑者であれば利用可能な教育的職業的訓練へのアクセスが否定されている。いくつかの旧ソビエト連邦国では、作業の機会を認めないことが終身刑の付加的な刑罰とされている。終身刑受刑者は更生プログラムや刑務作業、社会的・精神的援助へのアクセスなしに1日23時間まで彼らの房の中で過ごすことしかできない。

## 終身刑の影響

拘禁による苦痛は多くの文献で示されているが、<sup>22</sup> 終身刑で特有なものは不確実性による苦痛である。受刑者により反応は異なるものの、終身刑に服役する者は共通して、釈放が不確実であることを理由に終身刑が特に苦痛

に満ちた経験であることを報告する。

無期限の刑に服役することは多くの者により、“出口の灯りの見えないトンネル”、“苦痛と不安に満ちた真っ暗な穴”、“悪い夢、悪夢”などと表現されており、“ゆっくりとした拷問のような死”とまで言われたこともあった。<sup>23</sup> 多くの終身刑受刑者は服役の最初の段階でショックや無力感を訴える。無期限の刑期に服役する間、終身刑受刑者は自分ではどうすることもできないという思いや存在することの無益さ、収容への恐怖に繰り返し苛まれる。

社会からの隔離や外部との交流の喪失は、長期の拘禁による最も重大な影響のひとつである。多くの終身刑受刑者は長期間の身柄拘束の間に家族を失ったことや子どもを持ったり育てたりすることが叶わないこと、家族を支えることができないことを深く悲しむ。

“終身刑は実質的には死んだと同じである。それは死刑の形を変えたものに過ぎない。一瞬で死亡する代わりに、一日一日着実に死に向かうだけだ。”<sup>24</sup>

死刑が死刑囚の親や家族に与える影響については多くの文献で取り扱われているが、終身刑がもたらす家族への影響についてはほとんど知られていない。イギリスの予防的無期拘禁に関する近年の研究によると、不確実さや未来への希望の喪失という強い感情が繰り返し受刑者に現れることを示しており、<sup>25</sup> そのことは受刑者だけではなく受刑者の子どもや家族にも認められた。

社会との接点の喪失や不確実さに対する苦痛は、通常であれば獄中で死亡する仮釈放のない終身刑(LWOP)の受刑者の場合に顕著である。そのような受刑者の多くは自殺について語り、死刑の方が獄中での生活よりもましであると話す。<sup>26</sup>

## 終身刑がもたらすジェンダー特有の影響

イギリスにおけるある研究によると、終身刑を宣告された女性は男性受刑者と比較してはるかに限られたネットワークしか維持できず、<sup>27</sup> 女性の場合、犯罪の後すぐに家族や知人が関係を断絶してしまうと報告されている。特に、親のような存在との関係や兄弟、親密なパートナーなど、過去に女性が虐待の被害を受けたことのある者との関係については、女性の受刑者自ら断絶してしまうこともある。<sup>28</sup> 大部分の女性受刑者はドメスティック・バイオレンスの被害を経験しているが、このこともジェンダーの文脈に関連している。<sup>29</sup> 同様に、女性の受刑者は子どもとの関係が悪化していることに

も言及する。というのも、子どもとの連絡を取り続けることはより辛く困難であるからである。<sup>30</sup>

女性の受刑者は不釣り合いに高い確率で心の健康に関する問題を示しており、このことは終身刑に服役することでより悪化する。終身刑受刑者はより多くのスティグマに直面し、自己の受刑が子どもにも与える影響によって不釣り合いに影響されるためである。<sup>31</sup> 女性の終身刑受刑者は男性受刑者と比較して6倍近く高い確率で自傷行為や自殺未遂に及んでいたことが、研究により明らかとなっている。<sup>32</sup>

仮釈放のない終身刑（LWOP）の受刑者は、二度と子どもを育てることができないことや彼らが獄中にいる間に家族が亡くなる可能性が非常に高いという事実に対して、深刻で徐々に深まる寂しさや喪失感を訴える。仮釈放のない終身刑受刑者にはしばしば更生の機会が剥奪されているため、彼らは共通して刑罰に対する純然たる絶望を強調し、刑罰の目的が理解できないまま、精神状態の悪化や拘禁症を特に気にかけている。<sup>33</sup>

“私は生きているが、本当は生きたくないと考えている。私には生きる目的がないのだ。私は仮釈放の可能性のない終身刑に服役しているが、それは死刑と同じだ。私は二度とこの場から離れることはできず、そのように考えると一片の希望さえ私から消え去ってしまうのだ。”<sup>34</sup>

古くから研究により示されているとおり、長期の受刑を宣告された者は、刑務所内での生活の要請や決まった日課に順応していくひとつの形態として、徐々に拘禁症のプロセスを経験する。<sup>35</sup> 拘禁症の性質や程度は終身刑受刑者の間でも様々であり、服役期間によることもあるが、管理体制の単調さや自治の程度、外部交通や個人的な経験による場合もある。<sup>36</sup> 拘禁症の結果、施設管理上の問題が生じることはほとんどないが、拘禁症により更生のプロセスが破断され、受刑者を刑務所外の生活に不適応な状態で放置することとなる。

## 更生と‘希望に対する権利’

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第10条（1）は、「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる」と定め、10条（3）は、行政制度の目的は被拘禁者の「矯正及び社会復帰」であると定めている。この規定は、たとえ重大犯罪で有罪とされた者であったとしても、すべての受刑者には更生をして社会に戻り、自律かつ自立した生活を送る機会が与えられるべきであることを示している。

刑務所制度外の生活に再順応しなければならない終身刑受刑者にとって、更生は特に重要である。再統合のためには終身刑受刑者に順次釈放へ向けた準備を進めることが必要である。特に仮釈放のない終身刑（LWOP）の受刑者は「更生や社会復帰の可能性がなく、自分自身を改善するためにどれほど努力したとしても基本的には無意味に終わる。」と事実上言われており、更生の否定は顕著に認められる。<sup>37</sup> このことは仮釈放の機会のある終身刑受刑者にとっても問題である。彼らは通常優先順位を低く見られ、彼らのニーズは緊急性が低いと考えられてしまうからだ。<sup>38</sup>

終身刑受刑者が経験する社会からの離脱と刑事施設への収容もまた社会に戻って再統合することの妨げとなっている。<sup>39</sup>

## 終身刑受刑者の処遇や管理の基準となる原則

ヨーロッパ評議会は終身刑受刑者や長期受刑者の処遇や管理に関して勧告を発展させており、地域的なレベルではもっとも活発な機関である。理事会は終身または長期受刑制度の目的は（i）それらの受刑者や彼らとともに作業する者、面会者にとって刑務所が安全・安心な場所であることを保障すること、（ii）終身・長期受刑による有害な効果を減殺すること、（iii）彼らがうまく社会に再定着し釈放後も自立した生活を送る可能性を改善・向上させること、であると述べる。<sup>40</sup> 理事会は、次の6つの原則が終身刑受刑者の処遇・管理の基準とされるべきと提言している。

### 1. 個別化

受刑計画（sentence planning）には各終身刑受刑者の個性が考慮されるべきである。

### 2. ノーマライゼーション

刑務所内の生活は可能な限り一般社会の生活と近似させるべきである。

### 3. 責任

受刑者は刑務所内の生活において、個人としての責任を行使する機会が与えられるべきである。

### 4. 安全・保安

終身刑受刑者はしばしば危険な存在であると誤った見方をされている。自傷・他害のおそれは定期的に調査されるべきである。

### 5. 非隔離

終身刑受刑者に対するルーティーンな隔離は廃止されるべきである。隔離は、自傷・他害の明白かつ現在の危険が認められる場合に限り、使用されるべきである。

### 6. 発展

より制限的でない処遇に向けて制度を通じた進展があるべきであり、最終的には開放処遇へと進むべきである。<sup>41</sup>

とりわけ危険な受刑者に関して、ヨーロッパ拷問禁止委員会は危険な終身刑受刑者の処遇・管理は適切な介入により危険の程度を緩和させるべきであり、可能な限り早期に通常の状態へ受刑者を戻すべきであるとしている。<sup>42</sup> このことは当該受刑者に対する詳細な個別調査や各受刑者のニーズを反映し再犯の可能性を抑えるためのリスク管理計画、危険レベルの定期的な調査に基づく進歩的な制度を含む。

## デンマークにおける 終身刑受刑者の更生の促進

デンマークでは終身刑受刑者は（一般の受刑者と同様に）自身の食事の準備や予算の管理に集団的な責任を負う。このことにより受刑者は自己の責任を行使し、日々の生活において正常な感覚を維持することができるようになった。そして、彼らの更生が促進され精神的な安定が守られるようになった。

‘希望への権利’はヨーロッパ人権裁判所により‘人道性の基本的側面’と認められている。<sup>43</sup> 裁判所は、受刑者に釈放への希望を認めない終身刑は非人道的で品位を傷つけるものであり、ヨーロッパ人権条約第3条に違反すると判断した。裁判所は拘禁が持つ社会復帰の目的を強調する。裁判所は、釈放が検討されるためにどのようなことをしなければならないか受刑の当初より終身刑受刑者に伝えなければならないなど、終身刑が満たさなければならない一定の基準を示した。<sup>44</sup> 同様に、国際刑事裁判所ローマ規程第110条(3)は仮釈放のない終身刑(LWOP)を支持しておらず、服役から25年を経過した場合、終身刑に対して義務的な再審査がなされることを求めている。

## 終身刑からの釈放

終身刑からの釈放は、終身刑受刑者が社会の中で完全かつ自律した生活を送ることができる場合、その刑期中に刑務所から釈放されることで実現する。釈放は、単に受刑者が社会で死亡することを可能とする以上の意味をもつ。

### 釈放のプロセス

法域により終身刑受刑者を釈放するメカニズムの種類はさまざまである。一部のメカニズムは手続保障と合致していない。

### 裁判所による釈放

多くのヨーロッパ諸国や一部のアフリカ、中央アジア、南アメリカの国々では、裁判所が終身刑受刑者の釈放を検討している。そのようなメカニズムは原則として独立した機関であるという意味で利点があり、適正手続きや手続的公平性の基準を充足することが可能なはずである。もっとも優れた制度では、専門裁判所が設置され、裁判所は他の専門家に対し、終身刑受刑者の釈放に関する判断を求めることができるとされている。

### 仮釈放委員会による釈放

このメカニズムはオーストラリアやバミューダ諸島、ボツワナ、カナダ、チリ、リベリアなどの様々な地域で認められる。一部の仮釈放委員会は裁判所のような機関であると評価されているが、この制度の欠点は判断が政治的に受け入れられるようにするため政治的な圧力を受ける可能性があがるということである。

### 行政による釈放

多くのアフリカ諸国など一部の国々では、終身刑受刑者の釈放を検討する責任は直接政治家（通常は法務大臣）の手中にあり、彼らが釈放の審査に客観的な基準を適用することは一層少ない。

### 恩赦

通常、国家元首の特権とされる恩赦による釈放は、終身刑受刑者の他の釈放メカニズムと大きく異なっている。それは慈悲に基づいた権限の行使であって、いついかなる理由であっても行使可能だが、全く行使しないことも可能である。したがって終身刑受刑者のための唯一の釈放メカニズムとして機能するには不十分だが、付加的なメカニズムとして使用される可能性はある。アメリカ合衆国やドイツなど、連邦制の国では、恩赦の権限は各州の知事や首相に与えられている。アメリカ合衆国では、連邦レベルで有罪判決を宣告された受刑者に対しては大統領が恩赦の権限を保持している。

事実上の終身刑からの釈放はしばしば法律上の終身刑と同じ機関により検討される。カナダでは不定期拘禁に服役する者の釈放は仮釈放委員会により検討され、同委員会は法律上の終身刑受刑者の釈放も審査する。これに対し、ベルギーやフランス、ドイツでは法律上の終身刑と同じ専門裁判所により検討される。

### 条件付き釈放

終身刑は通常、刑務所からの釈放により終了しない。ほとんどの終身刑受刑者は釈放後も数々の仮釈放の条件に服している。ほとんどの国では、終身刑受刑者は通常監督下に置かれ、釈放後すぐに報告し、その後も定期的に報告することが要求される。条件が守られなかった場合、釈放された終身刑受刑者は刑務所に戻される可能性もある。条件は比例原則に合致していることが重要であり、特に終身刑受刑者の釈放は、彼らがもはや危険ではないと判断されたことに基づいていることに留意しなければならない。<sup>45</sup>

一般的な釈放条件には、定期的に観察所へ出頭することや居住先の許可を受けること、監察官による自宅訪問、許可を受けた就業先で勤務すること、旅行の制限、薬物テストや旅行・行動制限などが含まれる。

イングランド・ウェールズのすべての釈放済みの終身刑受刑者は、7つの標準条件を最低限とする「終身資格（ライフ・ライセンス）」により拘束される。

終身刑受刑者は、

- 監督下に身を置かなければならない。
- 指定された監督官に報告をしなければならない。
- 上記の監督官による面談を受けなければならない。
- 承認された場所に限り居住することができる。
- 承認された職場に限り、ボランティアを含む就業に従事することができる。
- 事前の許可なくイギリスの国外へ渡航してはならない。
- 「行儀良く」していなければならない。

加えて、終身刑受刑者は住居や移動、物品の所持、アルコール、薬物使用について個別の制限が課され、さらなる犯罪行為研修を受講することが求められる。たとえば、オーストラリアのいくつかの法域では、釈放済みの終身刑受刑者は薬物・アルコールの抜き打ちテストや尿検査を受けることが求められ、彼らは関連する処遇プログラムの受講が義務づけられる。

世界の一部の地域では、釈放の監督は電子的管理・監督とあわせて実施されることがあり、特に性犯罪の終身刑受刑者は警察や公安庁への登録が求められることがある。スイスやモナコ、ペルーでは、犯罪行為によりもたらされた損害を被害者に補償することも求められる可能性がある。

国際基準は条件付き釈放の目的が受刑者の社会復帰支援にあることを強調している。<sup>46</sup> そのようなものであるならば、釈放された終身刑受刑者には「適切な社会的支援」が与えられるべきである。<sup>47</sup>

そのため他に課される可能性のある条件には、カウンセリングや訓練プログラムの受講が含まれるべきである。

釈放条件の期間は法域により大きく異なるものの、カザフスタンやアイルランド、イギリス、アメリカ合衆国などの一部の国では、釈放条件は死亡するまで継続する。

## 刑務所への再収容

釈放された終身刑受刑者が釈放の条件に違反した場合、彼らは刑務所に再収容される可能性がある。世界における再収容手続の情報は限られている。79か国のうち68か国において、釈放された終身刑受刑者がさらなる罪を犯した場合や仮釈放条件に違反した場合、再収容される可能性があることが報告されている。

23か国では「非行があった場合」や「懸念要因」、「反社会的行動」のようにより広く、より恣意的な事情に基づいて再収容される可能性もある。少数の国では（79か国中8か国）新たな犯罪に関与した場合に限り再収容される可能性がある。

人を刑務所へと戻す決定の重大さからすると、再収容手続きは法により定められ、再収容の危険に直面した受刑者には意見を述べる機会が与えられなければならないと国連は強調する。<sup>48</sup> 条件付き釈放に関するヨーロッパ評議会勧告は、釈放された受刑者にはケースファイルへの適切なアクセスが保障されるべきであり、あらゆる決定に対して不服申立の機会が認められるべきであるとする。<sup>49</sup> このような点から勧告はさらに、軽微な違反については再収容ではなく警告や助言を与えることで均衡を保障するよう促している。<sup>50</sup> 再収容が必要な場合であっても、以前と同じ釈放の検討に関する原則が適用されることが重要である。<sup>51</sup>

アメリカ合衆国とイギリスで実施された研究において、多くの終身刑受刑者が再収容されている事実が明らかとなり、そのうちの多くが仮釈放条件の技術的な違反によるものであることが分かった。近年、再収容される受刑者の人数が増加していることを示すいくつかの証拠も存在する。<sup>52</sup>

重要なことに、様々な法域で認められる多くの証拠が、釈放された終身刑受刑者の常習性や再犯率が他の釈放された受刑者と比較して低いことを示している。<sup>53</sup> 研究によると、釈放された終身刑受刑者の中でも新たな罪を犯す者はほとんどおらず、社会内に存在する深刻な障壁に直面してもなお、終身刑受刑者が問題を上手く解決していることが認められた。犯罪行為からの離脱に関する研究は、社会に上手く定着するうえで重要なことは、犯罪から離れ社会性のある自己の存在や強い自己肯定感、責任感、成功したいという決意を支援する社会内のプログラムや監督であると示している。<sup>54</sup>

# 終身刑を改善する

## 最重要勧告

国際社会は国連を通じて、終身刑の増加や終身刑という刑罰の実施を問題とするべきである。2020年の第14回国連犯罪防止刑事司法会議は、加盟国を国際基準に合致した制度へと導き、終身刑の賦課・実施を見直す機会を提供している。こうしたことは終身刑の様々な側面に関する具体的な勧告により達成しうる。

## 終身刑改善のための12の勧告：

**01** 仮釈放のない終身刑（LWOP）は廃止されるべきである。最も厳格な終身刑の形態は、決して基本的人権基準に合致しない。同時に、仮釈放のない終身刑の廃止は自由刑の利用全体を減少させることにつながる。

**02** 仮釈放のない終身刑以外の終身刑が科される際は、社会を守るために絶対に必要な場合や「最も深刻な犯罪」が起きた場合に限り終身刑が使用されるべきである。

**03** 絶対的終身刑は廃止されるべきである。そのような刑罰は、終身刑が均衡の採れた刑罰であるか裁判官に検討させる余地を否定するからである。終身刑がどのような場合に適切であるか、裁判官による判断を支援するために人権に基づいたガイドラインが作成されるべきである。

**04** 終身刑のなかでの均衡性を保障するため、刑期の下限が過剰に長期であってはならず、釈放が適切な時期に検討され得るようにしなければならない。

**05** 子の最善の利益の原則に従い、子どもに対する終身刑は禁止されるべきである。女性の場合、国連バンコク・ルールズは判決宣告機関に対し、終身刑を含む刑罰の宣告を検討する場合は女性の養育責任や女性が被害者となる可能性など女性特有の事情を考慮することを推奨している。

**06** 終身刑受刑者の管理体制に関するすべての規制は、個別のリスク調査に基づくべきであって、終身刑という刑罰を課されていることだけを考慮して実施されるべきではない。ネルソン・マンデラ・ルールズの規則56や規則57が示すとおり、終身刑受刑者は管理体制に対して不服申立を行うことが可能とされるべきであって、こうした不服申立は刑務所当局により迅速に処理されなければならない。

**07** 終身刑の悪影響は認識され緩和されなければならない。終身刑受刑者に対して、いかなる付加的な制限も課されてはならない。そして釈放に向けた明確な道筋が示されるべきである。

**08** 十分にジェンダーに配慮した適切なメンタル・ヘルスケアなど、終身刑が持つ潜在的な悪影響を緩和するために必要な措置が刑務所当局により実施されなければならない。刑務所職員は、特に、精神衛生の悪化・深刻化を和らげるための研修を受けなければならない。

**09** 作業や教育の機会を含む更生プログラムは、終身刑受刑者にも他の受刑者と同等の基準で提供されるべきである。終身刑には個別の処遇プログラムや標準化された刑務所体制、有意義な活動へのアクセスが組み入れられるべきである。

**10** 終身刑受刑者の釈放の検討を委託された機関は、法と公平な手続きに基づいた公正な決定を可能とするため、独立していなければならない。決定は最も高い手続基準に合致しなければならない。さらなる身柄拘束が自由刑の目的と照らして相当かつ合理的であるかにより判断されなければならない。

**11** 終身刑受刑者に課される釈放の条件は個別化され、均衡がとれており、かつ期間が限定されたものでなければならない。いかなる条件も終身刑受刑者が再犯のリスクを減少させ、社会復帰のプロセスを支援するものでなければならない。とりわけ保護観察はそのようなものでなければならない。保護観察は、刑罰を継続されるようなものであってはならない。

**12** 釈放された終身刑受刑者が課された条件に違反した場合、社会に危険を与えたと認められる場合に限り再収容されるべきである。再収容の権限は慎重に行使され、適正手続きに基づかななければならない。釈放条件の違反に対しては個別化され段階的な対応が検討されなければならない。さらなる収容の期間は引き起こされた危険に対処するために必要な最低限の期間であるべきであり、定期的に審査がなされるべきである。

# Endnotes

1. United Nations Office at Vienna, Crime Prevention and Criminal Justice Branch, *Life Imprisonment*, Vienna, United Nations, 1994.
2. Quoted in Zehr H, *Doing Life: Reflections of Men and Women Serving Life Sentences*, Akron, Pennsylvania, Mennonite Central Committee, 1996, p86.
3. Nellis A, *Still Life: America's Increasing Use of Life and Long-Term Sentences*, The Sentencing Project, 2017, p24.
4. Penal Reform International, *Life after death: What replaces the death penalty?*, 2012, p1.
5. For example see Penal Reform International, *The abolition of the death penalty and its alternative sanction in East Africa: Kenya and Uganda*, 2012, p7.
6. For example, in Kazakhstan, see: Penal Reform International, *The Abolition of the Death Penalty and its Alternative Sanction in Central Asia: Kazakhstan, Kyrgyzstan and Tajikistan*, 2012, p6.
7. Penal Reform International, *Life after death: What replaces the death penalty?*, 2012, p1.
8. New Zealand Ministry of Justice, *Three strikes statistics*, [www.justice.govt.nz/justice-sector-policy/research-data/justice-statistics/three-strikes-statistics/](http://www.justice.govt.nz/justice-sector-policy/research-data/justice-statistics/three-strikes-statistics/).
9. American Civil Liberties Union, *False Hope: How Parole Systems Fail Youth Serving Extreme Sentences*, 2016, p35.
10. Human Rights Council, Report of the Special Rapporteur on torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment, Juan E. Méndez, A/HRC/28/68, 5 March 2015, para. 74.
11. Human Rights Council, Human rights in the administration of justice, including juvenile justice, A/HRC/30/L.16, 29 September 2015, para. 24.
12. Penal Reform International, *The Abolition of the Death Penalty and its Alternative Sanction in Central Asia: Kazakhstan, Kyrgyzstan and Tajikistan*, 2012, p7.
13. Penal Reform International, *Towards the abolition of the death penalty and its alternative sanctions in the Middle East and North Africa: Algeria, Egypt, Jordan, Lebanon, Morocco, Tunisia and Yemen*, 2012, p9.
14. 25th General Report of the CPT [CPT/Inf (2016) 10], para. 71, 'including Armenia, Azerbaijan, Bulgaria, Georgia, Latvia, Moldova, Romania, the Russian Federation, Turkey (prisoners sentenced to aggravated life imprisonment only) and Ukraine', pp35–36.
15. Ibid.
16. Penal Reform International, *Life after death: What replaces the death penalty?*, 2012, p2.
17. Penal Reform International, *Alternatives to the death penalty information pack*, 2nd edition, 2015, p35; see also Penal Reform International, *The Abolition of the Death Penalty and its Alternative Sanction in Central Asia: Kazakhstan, Kyrgyzstan and Tajikistan*, 2012, p7.
18. Rule 44, the Nelson Mandela Rules; for the effects of solitary confinement, for example, see Shalev S, 'Solitary Confinement as a Prison Health Issue' in Enggist S, Møller L, Galea Gand Udesen C (eds.), *Prisons and Health*, World Health Organization, 2014, pp27–35, [www.euro.who.int/\\_data/assets/pdf\\_file/0005/249188/Prisons-and-Health.pdf](http://www.euro.who.int/_data/assets/pdf_file/0005/249188/Prisons-and-Health.pdf).
19. For example, see Weisberg R, Mukamal Dand Segall J, *Life in Limbo: An Examination of Parole Release for Prisoners Serving Life Sentences with the Possibility of Parole in California*, Stanford, CA, Stanford Criminal Justice Center, 2011; Toch H and Adams K, *Acting Out: Maladaptive Behavior in Confinement*, Washington, D.C., American Psychological Association, 2002.
20. For example, see United Nations Office at Vienna, Crime Prevention and Criminal Justice Branch, *Life Imprisonment*, Vienna, United Nations, 1994, para. 44.
21. *Khoroshenko v. Russia*, ECtHR (app.41418/04), June 30, 2015 [GC].
22. For example, see Sykes G, *The Society of Captives: A Study of a Maximum Security Prison*, Princeton, Princeton University Press, 1958.
23. Quoted in Zehr H, *Doing Life: Reflections of Men and Women Serving Life Sentences*, Akron, Pennsylvania, Mennonite Central Committee, 1996, pp58, 14, 60, 86 respectively.
24. See "'I forgot that I used to love him' : readers on having parents in prison", *The Guardian*, 11 January 2018, [www.theguardian.com/commentisfree/2018/jan/11/i-forgot-that-i-used-to-love-him-readers-on-having-parents-in-prison](http://www.theguardian.com/commentisfree/2018/jan/11/i-forgot-that-i-used-to-love-him-readers-on-having-parents-in-prison).
25. McConnell M and Raikes B, "It's not a case of he'll be home one day." *The impact on families of Sentences of Imprisonment for Public Protection (IPP)*, Child Care in Practice, published online 10 April 2018, [www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/13575279.2018.1448257](http://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/13575279.2018.1448257).
26. For example, see Hartman K, ed., *Too Cruel, Not Unusual Enough: An Anthology Published by The Other Death Penalty Project*, Lancaster, CA, The Other Death Penalty Project, 2013.
27. Crewe B, Hulley Sand Wright S, 'The Gendered Pains of Life Imprisonment', *British Journal of Criminology*, Vol 57, 2017, pp1359–1378, 1368.
28. Ibid.
29. For example, see Penal Reform International, *Women in criminal justice systems and the added value of the Bangkok Rules*, 2015, p5. In South Africa, 70 per cent of women prisoners interviewed had experienced domestic violence. In Jordan, this figure was three in five.
30. Crewe B, Hulley Sand Wright S, 'The Gendered Pains of Life Imprisonment', *British Journal of Criminology*, Vol 57, 2017, pp1359–1378, 1368–1369.
31. Penal Reform International, *Alternatives to the death penalty information pack*, 2nd edition, 2015, p40.
32. Crewe B, Hulley Sand Wright S, 'The Gendered Pains of Life Imprisonment', *British Journal of Criminology*, Vol 57, 2017, pp1359–1378, 1365. 89 per cent compared to 15 per cent.
33. Liem M, van Kuijck Yand Raes B, 'Detentiebeleving van (levens) langgestraften. En empirische pilotstudie', *Delikt en Delinkwent*, Vol 2, 2016, pp10–29.
34. Quoted in Zehr H, *Doing Life: Reflections of Men and Women Serving Life Sentences*, Akron, Pennsylvania, Mennonite Central Committee, 1996, p73.
35. Clemmer D, *The Prison Community*, New York, Holt, Rinehart and Winston, 1958.
36. Haney C, 'Prison Effects in the Age of Mass Incarceration', *The Prison Journal*, 2012, pp1–24.
37. Willis A and Zaitzow B, 'Doing "Life": A Glimpse into the Long-Term Incarceration Experience,' *Laws*, Vol 4, 2015, pp559–578, 575.
38. United Nations Office at Vienna, Crime Prevention and Criminal Justice Branch, *Life Imprisonment*, Vienna, United Nations, 1994, para. 3.
39. Ibid., para. 33.
40. Council of Europe, *Recommendation Rec (2003) 23 of the Committee of Ministers to member states on the management by prison administrations of life sentence and other long-term prisoners*, 9 October 2003, para. 2.
41. Ibid., paras. 3–8.
42. 25th General Report of the CPT [CPT/Inf (2016) 10], para. 41.
43. *Vinter and Others v. UK*, ECtHR (apps. 66069/09, 130/10 and 3896/10), 9 July 2013 [GC], Concurring opinion of Judge Power-Forde.
44. *Vinter and Others v. UK*, ECtHR (apps. 66069/09, 130/10 and 3896/10), 9 July 2013 [GC].
45. For example see Council of Europe, Recommendation Rec (2003) 22 of the Committee of Ministers to member states on conditional release (parole), adopted by the Committee of Ministers on 24 September 2003 at the 853rd meeting of the Ministers' Deputies, para. 11, which says that conditions applying indeterminately should only be used when absolutely necessary.
46. Ibid., para. 3.
47. United Nations Office at Vienna, Crime Prevention and Criminal Justice Branch, *Life Imprisonment*, Vienna, United Nations, 1994, para. 66.
48. Ibid., para. 64.
49. Recommendation Rec (2003) 22 of the Committee of Ministers to member states on conditional release (parole), adopted by the Committee of Ministers on 24 September 2003 at the 853rd meeting of the Ministers' Deputies, paras. 32–33.
50. Ibid., para. 30.
51. Ibid., para. 35.
52. See Liem M, *After Life Imprisonment*, New York, NY, New York University Press, 2016; Appleton C, *Life after Life Imprisonment*, Oxford, Oxford University Press, 2010.
53. For example, see California Department of Corrections and Rehabilitation, *Lifer Parolee Recidivism Report*, Sacramento, CA, California Department of Corrections and Rehabilitation, 2013; Snodgrass G et al, 'Does the time cause the crime? An examination of the relationship between time served and reoffending in the Netherlands', *Criminology*, Vol 49, 2011, pp1149–1194; Durose M, Cooper Aand Snyder H, *Recidivism of prisoners released in 30 states in 2005: Patterns from 2005 to 2010*, Bureau of Justice Statistics, 2014.
54. See Coker Jand Martin J, *Licensed to Live*, Oxford, Basil Blackwell, 1985; Appleton C, *Life after Life Imprisonment*, Oxford, Oxford University Press, 2010; Munn Mand Bruckert C, *On the Outside: From Lengthy Imprisonment to Lasting Freedom*, Vancouver, University of British Columbia Press, 2013; Liem M, *After Life Imprisonment*, New York, NY, New York University Press, 2016.

# Key resources

## **Guidance Document on the Nelson Mandela Rules: Implementing the revised United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners**

改訂被拘禁者処遇最低基準規則に関して、ヨーロッパ安全保障協力機構（OSCE）民主制度・人権事務所とペナル・リフォーム・インターナショナルが出版する（2018年出版予定）総合的ガイダンス。2015年にネルソン・マンデラ・ルールズとして採択された改訂被拘禁者処遇最低基準規則がどの様に実施されるべきか解説している。

## **The revised United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners (Nelson Mandela Rules) : Short guide**

10か国語で閲覧可能。このショート・ガイドは2015年に国連により改訂されたネルソン・マンデラ・ルールズの122の規則を要約する。収容から釈放までの間に刑事施設で適用される最低基準を概観する。改正に至るプロセスも掲載されており、2015年に新しくなった規則は全体を通してハイライトされている。本書は2016年に出版されている。

## **Alternatives to the death penalty: Information Pack**

死刑廃止後の代替刑導入に関連する本質的な課題や議論について解説した、短時間で分かるガイドブック。関連する国際的・地域的人権基準に焦点をあてつつ、長期刑や終身刑の適用に関する現在の傾向を検討し、すぐれた実務の具体例を紹介する。英語とフランス語、ロシア語で閲覧可能。2015年に出版されている。

## **Recommendation on the management by prison administrations of life sentence and other long-term prisoners: Council of Europe, Committee of Ministers, 2003**

この2003年勧告は、ヨーロッパ評議会の加盟国に対する長期・終身刑受刑者の処遇及び管理に関する勧告を概観する。

## A policy briefing on life imprisonment

この政策提言はペナル・リフォーム・インターナショナルとノッティンガム大学のダーク・ヴァン・ジール・シュミット教授、キャサリン・アプレトン博士により作成された。政策提言は経済社会研究評議会（Economic and Social Research Council）の支援を受けている。



文責はすべてペナル・リフォーム・インターナショナルとノッティンガム大学にあり、支援者の立場を反映するものではない。

この政策提言は一部又は全部において自由に閲覧・要約・編集・翻訳することが可能だが、販売又は商業目的で利用することはできない。この政策提言の本文に対するいかなる変更も事前の承諾を得なければならない。また、ペナル・リフォーム・インターナショナル、ノッティンガム大学のクレジットを適切に掲載しなければならない。

本出版に関する問い合わせは、下記のメールアドレスまでお願いいたします。

[publications@penalreform.org](mailto:publications@penalreform.org)

### Penal Reform International

Head Office  
1 Ardleigh Road  
London  
N1 4HS  
United Kingdom

**Email** [publications@penalreform.org](mailto:publications@penalreform.org)  
**Twitter** @PenalReformInt  
**Facebook** @penalreforminternational

[www.penalreform.org](http://www.penalreform.org)

First published in April 2018  
ISBN: 978-1-909521-61-2  
©Penal Reform International 2018

ペナル・リフォーム・インターナショナル (PRI) は世界における刑事司法上の課題に対して公平・効果的で均衡のとれた対応を発展・促進する独立した非政府組織です。

わたしたちは現在、中東、北アフリカ、サハラ砂漠以南のアフリカ地域、中央アジア、南コーカサスでプログラムを継続しており、南アジアではパートナーとともに事業を行っています。

わたしたちのマンスリー・ニュース・レターをご購読される場合は、こちらのウェブサイトにごサインアップしてください。

[www.penalreform.org/keep-informed](http://www.penalreform.org/keep-informed).

### Penal Reform International

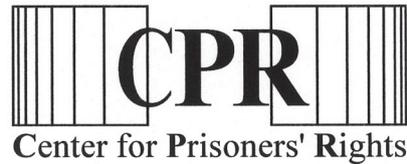
1 Ardleigh Road  
London N1 4HS  
United Kingdom

+44 (0) 207 923 0946  
[www.penalreform.org](http://www.penalreform.org)  
Twitter: @PenalReformInt  
Facebook: @penalreforminternational

### School of Law University of Nottingham

University Park  
Nottingham NG7 2RD  
United Kingdom

+44 (0) 115 951 5700  
[www.nottingham.ac.uk](http://www.nottingham.ac.uk)  
Twitter: @UoN\_Law



## 監獄人権センターについて

監獄人権センターは、刑務所、拘留所での被拘禁者の人権問題に関心を持った弁護士、研究者が中心となり、刑事拘禁施設の人権状況を国際水準に合致するよう改善していくこと、死刑制度を廃止すること等を目的として1995年3月11日に任意団体として発足しました。

その後、2002年6月に法人格を取得して「特定非営利活動法人（NPO法人）」となり、2015年3月11日で結成20年を迎えました。

私どもではこのほど、ペナル・リフォーム・インターナショナル、ノッティンガム大学が2018年に発表した「Life imprisonment: A policy briefing」（終身刑：政策提言）の全文を日本語に翻訳しました。この政策提言は、国連や加盟国に対して、終身刑のガイドラインを再考、改訂、更新することを具体的に求めるものです。

死刑を執行する国が年々減少するなか、国連やさまざまな国際レベルの会議においても、終身刑のあり方についての議論を早急に始めることが求められています。専門家レベル、あるいは市民レベルでの議論の際に、この政策提言をご活用いただけますと幸いです。

特定非営利活動法人 監獄人権センター

代 表：海渡雄一（弁護士）

事務局長：大野鉄平（弁護士）

\* 翻訳は、監獄人権センターの大野鉄平、高遠あゆ子が担当しました。

---

特定非営利活動法人 監獄人権センター

〒160-0022

東京都新宿区新宿 2-3-16 ライオンズマンション御苑前703

TEL & FAX: 03-5379-5055

E-mail: [cpr@jca.apc.org](mailto:cpr@jca.apc.org)

<http://www.cpr.jca.apc.org/>